

堺市議会基本条例新旧対照表（案）

現行	改正後（案）
<p>（議員の役割及び活動原則）</p> <p>第4条 議員は、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 市民の多様な意見を把握し、市の政策立案及び提言に適切に反映させること。</p> <p>(2) 市政に関して、必要な調査及び研究を行うとともに、必要に応じ議案を提案すること。</p> <p>(3) 市民に対し、自らの議会活動について、わかりやすく説明すること。</p> <p>(4) 議員としての資質を向上させるよう、常に研さんすること。</p> <p>(5) 議員として、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。</p>	<p>（議員の活動原則及び職務）</p> <p>第4条 議員は、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行することを原則に活動し、議会の議事に参与するほか、主に次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1) 市民の多様な意見を把握し、市の政策立案及び提言に適切に反映させること。</p> <p>(2) 市政に関して、必要な調査及び研究を行うとともに、必要に応じ議案を提案すること。</p> <p>(3) 市民に対し、自らの議会活動について、わかりやすく説明すること。</p> <p>(4) 議員としての資質を向上させるよう、常に研さんすること。</p>